

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

瀬戸市公平委員会委員長 小池 雄三

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
機関	職		機関	職		
<省略>			<省略>			
市長の事務	<省略>		市長の事務	<省略>		
部局	公所	<省略>	部局	公所	<省略>	
					勤労青少年ホーム	所長
<省略>			<省略>			
教育委員会 の事務部局 及びその所 管に属する 教育機関	事務局	部長 部次長 参事 企画 補佐 課長 主幹 <u>管理指 導主事</u> 課長補佐 指導主 事	教育委員会 の事務部局 及びその所 管に属する 教育機関	事務局	部長 部次長 参事 企画 補佐 課長 主幹 課長補 佐 指導主事	
		<省略>			<省略>	
<省略>			<省略>			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。